

医療的ケア児支援促進モデル事業実施要綱

1 事業の目的

医療的ケア児支援促進モデル事業は、児童発達支援事業所等において、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

医療的ケア児の支援体制整備のため、次の（1）及び（2）の取組を実施するものとし、必要に応じ、（3）及び（4）の取組を実施できるものとする。ただし、地域の実情等により（2）の取組を実施することが困難な場合には、（2）の取組に代えて（3）及び（4）の取組を実施するものとする。（1）及び（2）にあたっては、モデル事業の成果を広く周知する観点から、実施方法の検証等を行い、成果物として手順書等を作成すること。

なお、（1）及び（2）の実施に当たっては、主治医及び保護者等と協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

（1）児童発達支援事業所等での受け入れ促進

児童発達支援事業所等において、看護職員や認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。）を配置し、児童発達支援事業所等において医療的ケアを行うとともに、医療機関との連携体制の構築などにより、事業所等の受入体制を構築する。

例：自治体で看護職員や認定特定行為業務従事者を雇い、医療的ケア児を受け入れる児童発達支援事業所等に派遣する

事業所等で医療的ケア児を受け入れるため、看護職員や認定特定行為業務従事者を配置する

なお、対象施設は児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。以下同じ。）、日中一時支援事業所とする。

（2）併行通園の促進

児童発達支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所との併行通園を実施するため、次のこと留意しながら、児童発達支援事業所は受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行う。

【併行通園の実施における留意事項】

- ① 併行通園を実施する医療的ケア児（以下「併行通園児」という。）の選定に当たっては、既に児童発達支援事業所に通っている医療的ケア児の一人ひとりの基礎疾患および障害内容、体力、年齢、集団経験、医療的ケアの内容を考慮し、併行通園児の通っている事業所（以下「在籍施設」という。）、自治体の障害福祉担当と子育て支援担当（保育所を含む）等で検討し、保護者の同意を得て併行通園児を協議・決定する。併行通園児の保護者には、併行通園についての説明および文書を作成し面談等を行って同意を得る。
保護者の同意、集団経験を中心とした選出基準、受け入れ園の決定を一連のものとして説明を行い、保護者間に不公平な印象を与えないよう配慮する。
- ② 併行通園児を受け入れる保育所の選定に当たっては、併行通園児に関する情報を自治体の障害福祉担当と子育て支援担当、在籍施設、受け入れ予定の保育所の責任者で共有化し、併行通園実施に向けた意見交換を行う。その上で、併行通園児の在籍施設および受け入れ予定の保育所への見学を実施し、併行通園児の集団生活の状況や保育環境と、受け入れ先の園舎の構造・クラスの子どもおよび職員構成、保育環境や活動線を吟味した上で、併行通園児・受け入れの保育所・併行通園時間・日数等を、障害福祉担当と子育て支援担当、両施設で協議・決定する。
- ③ 医療的ケアの内容および日常生活、保育中の実施内容や回数の確認を行う。また、医療機器に関する配慮として、集団生活における留意事項や医療機器による併行通園児及び他児への危機管理を行うため、対応策を明確にする。

（3）人材育成

医療的ケア児の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の喀痰吸引等研修をいう。）などの医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施する。

（4）体制整備の促進

地域の子ども・子育て会議や自立支援協議会等において、緊急時の対応マニュアルの作成、責任の所在の明確化等の医療的ケア児の日中活動の支援体制について検討を行う。

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
なお、上記3に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 実施主体の選定及び事業の評価

- （1） 国は、上記3に定める事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。

(2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度6月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(3) 当該都道府県等は、事業の適切な実施を期すため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。

6 経費の補助

国は、上記3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。